

校区外通学許可が相当と認められる事由

門川町立小中学校通学区域に関する規則第4条に規定する「やむを得ない事情がある者」とは、次のとおりとする。

許可事項	摘要	添付書類	許可期限
1 転居予定	家の新築・改築・増築等のため、短期間校区外の学校に通学する場合	建築確認通知書(写)等の証明できるもの	転居日まで
2 最終学年での転居	小学校6年生・中学校3年生が転居した場合		卒業まで
3 学期途中での転居	学期の途中で転居した場合		学期末まで
4 子どもの身体に関わる理由	身体的虚弱・又は通院治療を要する場合等に、通院・通学に便利な学校	診断書	必要な期間 ※1年毎更新
	校区内の学校に特別支援学級がない場合(住所に最も近い特別支援学級のある学校)		必要な期間
5 共働き・出店等がある場合	両親ともに共働きの場合や、家と店舗とが別の場所にあり、店舗の方に下校をする場合	営業証明書 就労証明書 引受確認書	小学校6年生まで ※1年毎更新
6 特殊事情	両親の離婚や結婚及び児童生徒に関し、やむを得ない事情がある場合	理由書	必要な期間 ※1年毎更新
7 その他教育的配慮	真にやむを得ない理由で、教育委員会が特に必要と認める場合	教育委員会が求める書類	教育委員会が必要と認める期間

※7 その他教育的配慮の事例としては

- ・現実にいじめ及び不登校等の事実があり、校区外通学が適当と認められる場合

- ・西門川中学校校区内からの中学校部活動を理由に門川中学校へ通学をする場合
(添付書類:入部確約書)

※ 西門川中学校校区内からの中学校部活動を理由に門川中学校へ通学する場合は、平成27年4月1日より適用する。